

平成28年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成28年8月19日)

1 日時

平成28年8月19日(金)

午後 2時00分 開会

午後 3時15分 閉会

2 場所

第一特別委員会室(県庁本庁舎2階)

3 議事

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

4 出席委員

石田順一郎 河津賢澄 菅野篤(代理出席:菊池克彦)

佐藤俊彦(代理出席:石井常雄) 清水晶紀 菅井ハルヨ

長林久夫 馬場孝允(代理出席:中村英康)

細谷寿江(代理出席:菊地ミドリ) 油井妙子 芳見弘一 和合アヤ子

和田佳代子 渡邊明 (以上14名)

5 欠席委員

市川陽子 大迫政浩 崎田裕子 高荒智子 橋口恭子 山口信也

(以上6名)

6 事務局出席職員

尾形 生活環境部長

渡辺 生活環境部次長(環境共生担当)

(生活環境総室)

太田 部参事兼生活環境総務課長

(環境共生総室)

高橋 部参事兼水・大気環境課長

志田 水・大気環境課主幹兼副課長 他

7 内容

(1) 開会 (司会:太田部参事兼生活環境総務課長)

(2) 挨拶 尾形生活環境部長

(3) 議事録署名人

議事に先立ち、長林会長から議事録署名人として清水委員と和田委員が指名された。

(4) 議事

ア 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料1から7により、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【長林議長】

事前の質問が提出されているので、回答をお願いしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

渡邊委員から3点質問がある。

1点目は、「同じ太平洋岸に位置しているのに、いわき地区だけが1mg/Lに設定した経緯について。併せて、日平均排水量が水域によって異なっている理由について。」という質問である。

これは、排水量の多い事業場があるために、亜鉛の総排出量を抑制する観点から上乘せ排水基準を1mg/Lに設定しているというものである。

日平均排水量が水域によって異なっている理由については、C水域は猪苗代湖などの湖沼、D水域は小名浜港ということで両水域とも閉鎖性水域を含む水域であり汚濁が進みやすいことから日平均排水量を10^{m³}以上と厳しく設定している。また、C水域は猪苗代湖もあり水質のレベルを高くしている地域であり、D水域は工場群がある地域であり汚濁が進みやすいということで、他の地域に比べて厳しくしている。

2点目は、「3業種については、これまでどのような改善指導をしてきたのか。また、今後どのような指導をすることで改善していくのか。」という質問である。

この点については、暫定の適用がなくなったとしても、上乘せ排水基準に対応できるように排水処理施設等の改善を指導してきた。今後も、排水処理施設の適正管理、施設の改善等について指導していきたい。

3点目は、「日排出量と濃度で規制しているが、多量に低濃度で排出する事業所はないのか。これらの事業所に対する規制はどのように考えるのか。」という質問である。

水域によっては低濃度で多量に排出する事業場があるため、亜鉛の総排出量を抑制する観点から、上乘せ排水基準を厳しく設定している。

以上が、渡邊委員からの質問についての回答である。

次に、高荒委員から2点質問がある。

1点目は、「資料3.表2において、平成27年のA水域の亜鉛濃度が11mg/Lと高い値であるのはなぜか。状況がわかれば教えて頂きたい。」という質問である。

人為的ミスである。具体的には、脱脂槽（水酸化ナトリウム槽）に水を補給する給水バルブを閉め忘れたため、アルカリが強い脱脂液がオーバーフローし、亜鉛が凝集沈殿しにくくなったことが原因である。その後正常に復した後、再調査をしたところ1.5mg/Lということで改善を確認している。

2点目は、「対象事業場の水質調査は事前に検査日を通知しているのか。すり抜けなどが心配されるが。」という質問である。

立入検査は、事前通知はしておらず抜き打ちで実施している。

以上が、高荒委員からの質問についての回答である。

【長林議長】

それでは、質問をいただいた渡邊委員から何かあるか。

【渡邊委員】

よく分かった。

ただ、全体の疑問は、平成18年に規定してから10年経つわけだが、抜き打ち検査し管理指導しているが守られていない現状なので、法的にそれを5年延期するだけで済むのかということが一番の疑問である。中小企業で施設として無理があるとか、下水道業で金属関係のところを全部請け負っている業者はなかなか改善されていないと思うが、できれば水道等の観点から単に上乘せの期限延長を国に右倣いしてするのではなくて、福島県としての施策を講ずること。簡単に言えば、補助金を出すとか施設を完備するとかそういう税金の使い方もあるのではないかと感じた。

【長林議長】

それから、高荒委員の質問もあったが、それに対する回答は文書でされるのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

この事前質問は、欠席される委員の方の発言の機会を設けたものなので、今回答えたものを議事録に残し、審議の中の一部として扱わせていただきたい。

【長林議長】

それでは、質問等を受けたいと思う。

【河津委員】

資料3の表2について、書き方が果たしてよいのか疑問である。表2の一番右側に上乗せ排水基準 2mg/L と書いてあるが、これは一般排水基準である。上乗せ排水基準については、緩和措置を延ばすというのが本来の条例の趣旨である。仮に 2.9mg/L であっても条例の基準値からすればオーバーしてない。ここの説明をお願いしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

資料3の上乗せ排水基準は、暫定がない場合について書いている。この数値を書いた意味というのは、暫定は4mg/Lとしているが、本則の2mg/Lを超えている部分があるので、暫定を無くすと本則に引っかかるという部分を表したものである。

【河津委員】

下の方に上乗せ排水基準超過を表すと書いてあるが、本来であれば超過していないはずである。例えば、A水域の 2.9mg/L とか 3.1mg/L というものである。

【生活環境部次長（環境共生担当）】

若干補足をする。

ここに示したのは、あくまで暫定上乗せ排水基準を5年間延長したいという前提の資料ということで、実際に暫定をとってしまった場合にどうなるのかをここで示している。河津委員の言われたように一番下の欄外に※で網掛けした部分は、上乗せ排水基準超過を表すというのは厳密に言えば適切な表現ではないかもしれないが、実態として安定的に 2mg/L をクリアできないところがまだ県内に若干あるということを示したという意味である。厳密に条例あるいは法律の基準を違反したかどうかをここで示そうとしたものではない。

【長林議長】

河津委員が言われたのは、資料3の表2の一番右の上乗せ排水基準が 2mg/L というのは上乗せではないのではないかということであった。

【河津委員】

今のつくりからすると上乗せ排水基準は 4mg/L になる。

基準をオーバーしているという表現になっており、誤解されることがあるので、やめた方がいいのではないかと思われる。

【生活環境部次長（環境共生担当）】

表現に留意したい。

【長林議長】

河津委員、次の質問があれば。

【河津委員】

根本的なところになるが、今回の 3 業種の金属鉱業、電気めっき業、下水道業とあるが、実際には電気めっき業以外は福島県内に事業場は存在しない。その中で上乗せ排水基準をあえて暫定で緩和をするということが疑問だった。

それから、環境省がパブリックコメントで基準をそのまま延長しようとしているが、環境省ができていないのに、県が上乗せ条例を改正することが制度的な問題としてどうかということが気になった。

それから、背景的なものとして環境基準をクリアできていないから排水規制を強化するが、福島県の公共用水域で亜鉛がどれだけなのか資料になかった。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

3 点あったかと思う。

1 点目は、福島県には電気めっき業しか該当しないのに、なぜ 3 業種を暫定まで付けているのかという質問である。

上乗せ条例は、法の枠組みをベースにしており、地域ごとの実情で厳しくしている。全国的な業態、実態、全体バランス、法律と上乗せ条例との関係の中で制度を整えている。これについては、平成 18 年に暫定という考え方が国で取られたときに整理させていただいた。

2 点目は、国が決まってないうちに県が決めていいのかという質問である。

これは、法の上乗せである上乗せ条例は県が独自に決められるということもあるが、亜鉛については平成 18 年から 5 年間ごとに見直してきている。県内の実態を踏まえ、国と歩調を合わせ進めていきたいと考えている。

3点目は、公共用水域での亜鉛の実態ということだが、平成26年度の調査結果の中に、いわき地区の蛭田川で全亜鉛の環境基準を超過した例がある。現在、中核市であるいわき市が汚染原因と思われる上流の事業場に対して、排水処理設備の適正管理及び浄化設備の更新により全亜鉛の削減を指導している。この事業場は亜鉛含有量の排水基準を満たしているが、排水量が多いために下流の蛭田川において全亜鉛の濃度が環境基準を上回ったと考えている。これについては現在指導している。

【河津委員】

金属鉱業等については、これからくることはないと思うが、環境基準を考えた上で指導をしていただければと思う。

【長林議長】

石田委員どうぞ。

【石田委員】

資料1の3ページのところの(2)改正の理由が大事なところだと思うが、もう少し丁寧に書いていただけないかと思った。

どういうことかという、改正の理由の2行目に亜鉛を主に扱う業種の特殊性、排水処理の困難性とある。まず、この特殊性とか困難性というのがどういうことを言っているのかわからなかった。

それから、5行目。事業場の一部について、上乘せ排水基準に対応することが困難な事業場が存在するという部分である。困難と書いてあるが、どういう理由で困難なのかというようなことがわかるように、ここを読んだだけで改正の理由がわかるようにしていただければと思う。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

亜鉛を主に扱う業種の特殊性について、亜鉛めっきは広くいろんな形で活用されているが、現段階で、亜鉛に替わる物質がないということが一般的に特殊性と言われている。

排水処理の困難性については、一般的に亜鉛の排水処理は凝集沈殿であるが、凝集沈殿をするにはある程度規模の大きな施設を設ける必要があり、大規模な施設を作れない町の工場などの小規模なところで排水処理の困難性がある。

先ほど渡邊委員から積極的に小規模なところにてこ入れするような補助金など県として取り組まないのかという話もあったが、商工労働部側で貸し付けをやっており、公害関係の分野に関しては、環境創造資金と

いう資金を設けている。

【石田委員】

今の話で理解した。

ここは文言で書いているところなので、今の説明の中から大事なところだけをピックアップして改正の理由の中に盛り込んでいただければと思う。

【長林議長】

文章を読んだだけで理解できるような形にさせていただきたいということであった。

【細谷委員 代理：菊地氏】

施設の改修にお金が無くてできないのであれば、5年緩和しても結局どうにもならないのではないかと思う。中小企業を潰すわけにはいかなないので技術的な改良を図るような方向で作ってあげたらいいのではと思った。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

町中にある小規模な事業場が暫定をなくして常に基準をオーバーする状況になると、水質汚濁防止法に基づく処分ということで営業は続けられなくなる。そういったことにならないように先ほど話したような資金の貸し付けを行っている。また、凝集沈殿能力を高めて濃度を下げるといような取り組みも業界全体として全国的に行われており、事業者側の経営の中でうまく取り入れていけるようになれば解決になるのではないと思われる。技術的な部分も確認しながら指導していきたい。

【長林議長】

改善できる方向にいければよいが、ただ延ばすだけではいけないだろうという話であった。

その他質問はあるか。

【和田委員】

事業場が26あるということだが、日平均排水量の区分でそれぞれいくつつあるのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

30 m³/日以上 50 m³/日未満が1事業場、他は50 m³/日以上である。

【和田委員】

そうすると、あまりにも小規模なものはないと理解してよいか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

26事業場はめっき業を専業にしているものだけでなく、大きな工場の中にめっき工程があるものも含まれる。めっき業を専業にしている事業場は小規模である。

【和田委員】

そうすると、規模の大きな会社が業務の一部としてめっきも入るということなので、なお指導しやすいのではないか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

資料3で示したオーバーしている事業場は、26事業場のうち2事業場であり、それがA水域とF水域にある。この事業場は、いずれも50 m³/日以上の排水量だが、事業場の規模としては大きくない。

大きなところについては、比較的処理施設で処理できるという傾向にあるが、先ほどの規模の小さいところについてはなかなか難しいということである。

【長林議長】

その他質問はあるか。

【清水委員】

資料3について伺いたい。今の説明では、A水域とF水域に条例本則の基準からすると超過しているような事業場があるというお話だった。

B、C、D、E水域については、条例本則を適用しても問題ないという結果が出ているわけなので、B、C、D、E水域について、暫定基準を維持する必要があるのか。実は調査していない事業場も含むとやはり暫定基準を維持する必要があるというようにお考えなのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

上乘せ条例のA～F水域については、各水域の実情に応じて決めており、亜鉛だけでなく他の項目についても地域の全体的なバランスを見ながらやっている。

【生活環境部次長（環境共生担当）】

若干補足する。

特に電気めっき業については、業種として業界として安定的に水処理ができて基準をクリアできるということが必要になる。電気めっき業というのは、金属の表面に薄い亜鉛の膜をつける技術であり、亜鉛が溶けた液体の中に金属を入れて電気を流すことによって溶けた亜鉛が金属の表面にくっつくということである。そのためには単に亜鉛だけが溶けている液体を使うわけではなくて、電気が通りやすくするためのいろんな薬品が入ったり、光沢がでるような物質を入れたりということで、どんどん技術が進んできている。

ということは、逆に排水処理の面からすると年々難しくなっている。たまたま基準をクリアしていたということではダメであり、業界の進展の中であっても排水処理が安定的に継続してできるような技術が確立されていかなければならない。今後とも基準を十分にクリアしていけるように指導していく。県内全体として業界の動きなども見据え安定的に水処理ができるということを確認しながら、いずれは暫定を外していけるような方向にしていきたい。

【長林議長】

その他質問はあるか。（特になし）

提案の内容について、認めてよいか。（異議なし）

先ほど、意見いただいた資料1の3ページの改正の理由のところはどうするか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

先ほど回答した内容を議事録に含めたい。

【長林議長】

それでは、本件については、提案された内容で審議会の答申としたいと思う。

「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて」は審議終了である。

本件については、別途私から知事に答申させていただく。

また、各委員の方には答申後にその写しを事務局からお送りする。

(5) その他

事務局（関谷生活環境総務課主任主査）から、現在の委員の任期が今月末までであること、9月からの新たな環境審議会委員について現在選任作業中であること、9月中旬から下旬頃に新たな委員の委嘱状の交付を予定していることについて説明があった。

（6）挨拶 長林会長

（7）挨拶 渡辺生活環境部次長（環境共生担当）

（8）閉会